

平成二十六年厚生労働省令第五号

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に
関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社
会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第四項及び障害者の
日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十条第二
項（同令第十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、障害程度区分に係る市町村審
査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令を次のように定める。
障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生勞
働省令第四十号）の全部を次のように改正する。

（障害支援区分に関する審査判定基準等）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第
四條第四項の主務省令で定める区分は、第二号から第七号までに掲げる区分とし、障害者の日常
生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第十条第二項（令
第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町
村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者に必要と
される支援の度が次の各号に掲げる区分等に応じそれぞれ当該各号に掲げる支援の度のいず
れかに該当するかについて行うものとする。この場合において、法第二十条第二項（法第二十四
条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の
規定による調査（以下「障害支援区分認定調査」という。）の結果及び医師意見書に基づいて算
定された別表第一の項目の欄に掲げる項目（以下単に「項目」という。）のうち当該障害者の障
害の状態に当てはまるものに係る点数又は当該点数を各群につき合計した点数（以下「合計点数
等」という。）が二以上の別表第二の番号の欄に掲げる番号（以下単に「番号」という。）に係る
同表の条件の欄に掲げる条件（以下単に「条件」という。）を満たす場合における次の各号に掲
げる規定の適用については、当該二以上の番号に係る同表の区分等該当可能性の欄に掲げる割合
のうち最も高いもの（当該最も高いものが二以上あるときは、当該最も高いものに係る番号のう
ち最も大きいもの）に係る条件のみを満たすものとして取り扱うものとする。
一 非該当 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の非該当の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
二 区分一 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
三 区分二 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
四 区分三 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
五 区分四 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
六 区分五 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）
七 区分六 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満
たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案
して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当
すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

（都道府県審査会に関する説替へ）
第二条 法第二十六条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、前
条の規定を適用する場合においては、同条中「市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査
会をいう。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県審査会」とする。
附則抄
（施行期日）
第一条 この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため
の關係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一
日）から施行する。
附則（令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）
群 認定調査項目
起居動作
項目 寝返り
点数 支援0見守り等7
支援1部分的な1
支援2部分的な2
支援3部分的な3
支援4部分的な4
支援5全面的な5
支援6全面的な6
支援7全面的な7
支援8全面的な8
支援9全面的な9

Table with 3 columns: 群 (Group), 項目 (Item), 点数 (Score). It details the criteria for each group and item, including support levels and observation requirements.

不適応	集団への支援	忘れ	ひどい物	異食行動	不潔行為	物や衣類を壊す	収集癖	1人で出たがる
要	が	要	が	要	が	要	が	要
不	支	支	支	支	支	支	支	支
0	援	援	援	援	援	援	援	援
が	0	0	0	0	0	0	0	0
必要	希に支援	希に支援	希に支援	希に支援	希に支援	希に支援	希に支援	希に支援
1	3	6	0	1	5	3	4	8
援	以上	援	以上	援	以上	援	以上	援
必要	の	必要	の	必要	の	必要	の	必要
4	支	4	支	5	支	4	支	5
4	1	7	0	1	5	0	5	1
援	週	援	週	援	週	援	週	援
必要	に	必要	に	必要	に	必要	に	必要
8	1	0	1	1	6	8	5	1
必要	支	必要	支	必要	支	必要	支	必要
援	援	援	援	援	援	援	援	援
が	が	が	が	が	が	が	が	が
必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
に	に	に	に	に	に	に	に	に
5	5	5	5	5	5	5	5	5
日	日	日	日	日	日	日	日	日
(週	(週	(週	(週	(週	(週	(週	(週	(週
6	7	1	2	2	6	1	7	0
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
の)	の)	の)	の)	の)	の)	の)	の)	の)
6	5	1	2	2	6	1	7	0

過食・反	行動	突発的な	不適切な	他人を傷	つづける	自らを傷	不安定な	多動・行	8
要	要	要	要	要	要	要	要	要	行動上の
不	不	不	不	不	不	不	不	不	障害(B
0	0	0	0	0	0	0	0	0	群)
が	が	が	が	が	が	が	が	が	の
必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	こだわり
2	5	4	4	5	3	3	2	2	9
援	援	援	援	援	援	援	援	援	1
必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	6
4	3	8	5	4	9	4	3	5	2
援	援	援	援	援	援	援	援	援	2
5	3	8	5	4	9	4	3	5	6
援	援	援	援	援	援	援	援	援	3
必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	3
9	7	0	6	2	9	6	3	6	6
に	に	に	に	に	に	に	に	に	6
5	5	5	5	5	5	5	5	5	6
日	日	日	日	日	日	日	日	日	6
(週	(週	(週	(週	(週	(週	(週	(週	(週	6
0	7	1	9	1	2	9	0	1	6
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	6
の)	の)	の)	の)	の)	の)	の)	の)	の)	6
0	7	1	9	1	2	9	0	1	6

										9		
										行動上の障害(群)		
継続が要	集中力が支	話がまとま	意識が乏	対人面の	不安緊張	鈍麻	敏感	感覚過	動的	反復的行	過飲水・	多飲水・
要	援が不	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	3	4	3	3	7	3	2	4	3	6	3	3
援が必	以上1回	援が必	以上1回	援が必	以上1回	援が必	以上1回	援が必	以上1回	援が必	以上1回	援が必
6	3	4	3	7	5	0	9	2	4	0	4	4
援が必	以上1回	援が必	以上1回	援が必	以上1回	援が必	以上1回	援が必	以上1回	援が必	以上1回	援が必
6	3	5	3	9	5	6	9	2	5	1	4	6
以上5日	ほぼ毎	必要支	以上5日	必要支	ほぼ毎	必要支	以上5日	必要支	ほぼ毎	必要支	以上5日	ほぼ毎
6	3	5	3	9	5	6	9	2	5	1	4	6

										医師意	1	1	0	1			
										縮麻痺・拘							
節縮	関節の拘	節縮	関節の拘	節縮	関節の拘	節縮	関節の拘	節縮	関節の拘								
ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない								
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある								
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	8	6	9	6	8	8	4	7	3	9	1	5	6	8	2	1	9
										両下肢のみ	9	4	3	1			
										右上下肢のみ	2	8	5	1			
										その他	9	3	1				
										必要支	援が	必要支	援が	必要支	援が	必要支	援が
										必要支	援が	必要支	援が	必要支	援が	必要支	援が

